

(仮称) 練馬区福祉のまちづくり条例

区民懇談会の提案

平成 20 年 4 月

(仮称) 練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会

提案にあたって

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会（以下「区民懇談会」）は、障害者や高齢者等団体、建築関係事業者、町会・商店会など各団体等から推薦を受けた方と公募により参加した区民からなり、そこに大学の研究者等のアドバイザーと区の関係13課の職員が参加して、平成19年6月から（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例についての検討をはじめました。

区民懇談会では、生活者や施設利用者の視点から、日頃感じている身近な問題や課題を出し合いながら、互いのニーズや問題意識等を全体で共有化して、課題の解決に向けた方針（方向性）について、ワークショップ形式で話し合ってきました。

このたび、こうした検討の成果を「区民懇談会の提案」としてとりまとめましたので、（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会（以下「検討委員会」）に提出します。

この「区民懇談会の提案」には、10回にわたる区民懇談会での議論、お互いの立場を尊重し理解する姿勢、そして「福祉のまちづくり」に関するそれぞれの「想い」が詰まっています。

検討委員会では、条例化に向けた議論にこの「区民懇談会の提案」を大いにご活用いただき、その結果、練馬区における福祉のまちづくりの大きな前進が図られることを期待しています。

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会 会員一同

目次

◆ 区民懇談会の提案に至る検討の流れ	1
◆ 「区民懇談会の提案」の構成	2
◆ 区民懇談会の提案	5
○ 17の原則	5
○ 3つのテーマ	13
・ 基本理念	13
・ 面的整備	14
・ 実効性の確保	15
○ 条例のイメージ（案）	16
◆ 会員名簿	17
◆ 区民懇談会のこれまでのあゆみ	18

区民懇談会の提案に至る検討の流れ

以下のような流れで区民懇談会をおこなった。
ワークショップ形式で各グループで意見を出し合い、確認しながら進めた。

<段階>

準備

① 勉強会&条例に盛り込みたい内容

- 勉強会の開催。
 - ・ユニバーサルデザインの考え方
 - ・東京都および世田谷区の事例や練馬区の運用状況
 - ・都道府県および他区市町村の条例に関する事例
- 問題意識や条例制定の思いなどの共有化を図った。

(第1回～第3回)



課題の整理

② 現地調査&課題の抽出

- 3つのグループに分かれておこなった。
 - ・「建築物利用」グループ
 - ・「建築物移動」グループ
 - ・「公共空間」グループ

(第4回)



解決の方針

③ 解決に向けた方針(方向性)のまとめ

- ②の課題ごとに解決に向けた方針について検討した。
 - ・「建築物利用」グループ
 - ・「建築物移動」グループ
 - ・「公共空間」グループ

(第5回～第7回)



とりまとめ

④ 17の原則

- 解決に向けた方針(方向性)をとりまとめ、17の原則として整理した。

(第8回)



④の基本的な考え方をさらに深めた

⑤ 3つのテーマ

- 「基本理念」「面的整備」「実効性の確保」について、特に議論を深めた。

(第9回～第10回)



「区民懇談会の提案」のとりまとめ

区民懇談会の提案までの考え方

<準備>

区民懇談会では、まず条例制定の意図などについて共有化を図るため、ユニバーサルデザインの考え方、福祉のまちづくりに関する条例の事例、条例に関する基礎知識等について勉強会を行った。

<課題の整理>

区民懇談会を、「建築物利用」「建築物移動」「公共空間」の3つのグループに分け、具体の施設のバリアフリー状況の視察、体験等を通して、3つのテーマごとに課題の整理を行った。

<解決の方針>

課題の整理に基づいて、条例の中にどのような事項を盛り込むことによって課題が解決されるのか、3つのグループごとに検討を行った。

<とりまとめ>

3つのグループごとに検討した解決の方針を、全体に統合化し、(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例を制定するにあたっての基本的な考え方を17の原則として整理した。

また、次に、17の原則を(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例のイメージを描きながら、特に重要と考えられる、「基本理念」「面的整備」「実効性の確保」の3つのテーマについて検討を行った。

「区民懇談会の提案」の構成

「区民懇談会の提案」は、次の様に構成される。

■「17の原則」

この「17の原則」は、（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例を検討するにあたって重要となる基本的な考え方を整理したものである。

「17の原則」は、次の4つの項目から成る。

A：基準の考え方

誰にでも使いやすい建築物等となるためには、多様なニーズに配慮した基準が必要である。そのためには、様々な視点で基準を考える必要があることから、7つの原則に整理した。

B：維持管理や改修、備品

建築物等は、常にバリアフリーの状態を維持することが重要である。また、既に建っている建築物のバリアフリー化を図ることも大切である。そこで、特に「維持管理や改修、備品」の項目を設け、3つの原則に整理した。

C：創造のプロセス

一つひとつの建築物等の使いやすさは、それぞれ、使用目的や場所、敷地の形状等によって異なってくる。バリアフリーの基準がどのように具体的に一つの建築物等の中で実現されるか、という視点が重要であることから2つの原則に整理した。

D：条例設計の考え方

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例を具体的にイメージする時に、欠かすことができない視点や項目があると考えられる。条例は、自治体が地域の特性に基づき独自に定めることができるものであることから、練馬区において制定する（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例の中に盛り込むことが必要と思われる視点や項目について5つの原則に整理した。

■3つのテーマ

この「基本理念」「面的整備」「実効性の確保」の3つのテーマは、「17の原則」に整理したうえで、特に重要となる内容と考え議論を深めたテーマである。

基本理念

誰のための条例であるか、福祉のまちづくりを実現するうえで目指すべきゴールはどこか、実現するにあたって誰が担うのか、実現するために大切なことは何か、練馬らしさとは何か、また、この条例をどのように表現し周知していくか、といった視点から基本理念について整理した。

面的整備

福祉のまちづくりを進めていくために、個々の施設単位だけでなく、地区の範囲で面的整備を進めることが重要であると考えられる。そこで、面的整備の想定されるエリアや主体について検討し、住民が発意する場合と区が指定する場合の2つの視点から整理した。

実効性の確保

最低基準と望ましい基準の2段階の基準を設けること、施設の用途、規模などに応じた整備の質を定めること、そしてこれらの実効性の確保を高める工夫が必要である。特に望ましい基準についてどのように実効性を高めていくかという視点とともに、一定の基準を満たせない場合の代替措置や既存建築物のスパイラルアップという視点から内容を整理した。

■条例のイメージ（案）

区民懇談会の検討の中でこの条例の基本的な構成イメージを描く必要があったことから、他自治体の事例を参考に条例に盛り込む項目を一例としてつくり、「17の原則」を項目ごとにあてはめ、条例の構成をイメージしたものである。

17の原則

A：基準の考え方

- 原則：A-1 必要な情報を分かりやすく伝える
- 原則：A-2 色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切
- 原則：A-3 素材を活用して利用しやすさを向上させる
- 原則：A-4 施設・設備は使いやすい位置に配置する
- 原則：A-5 連続していることが大切
- 原則：A-6 安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる
- 原則：A-7 1つに固定せず複数の利用方法を追求する

B：維持管理や改修、備品

- 原則：B-1 既存施設の改修を促進することが大切
- 原則：B-2 改修・補修や維持管理のしやすさが大切
- 原則：B-3 設計・施工段階以後の備品のチェックも大切

C：創造のプロセス

- 原則：C-1 設計の段階から配慮することが大切
- 原則：C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく

D：条例設計の考え方

- 原則：D-1 施設整備（ハード）と人的サポート（ソフト）の2つで支える
- 原則：D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準
- 原則：D-3 面的整備は地域で取組む仕組みが必要
- 原則：D-4 UDの考え方にもとづく対象（「ヒト」「モノ」）を設定する
- 原則：D-5 条例はみんなで育てることが大切

A：基準の考え方

原則：A-1 必要な情報を分かりやすく伝える

- 利用者にとっては、施設に何があるかだけでなく、どこにあるか、どうやってアクセスするか、何ができるのか、危険なこと注意すべきことなどが事前に分かることが必要な情報である
- 利用者の多様なニーズに合わせた情報提供と情報へのアクセスが求められている
- 情報は、文字の大きさ、ひらがな、外国語、音声や絵など分かりやすい表記が必要である

<キーワード>

- | | |
|---------|------------------|
| ・文字の大きさ | ・日本語、ひらがな |
| ・メリハリ | ・外国語（韓国語、中国語、英語） |
| ・テロップ | ・命にかかわること |
| ・点字 | ・優先順位 |
| ・ピクトグラム | ・単純化 |
| ・音声情報 | ・統一 |

原則：A-2 色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切

- 施設や設備は、壁や床の色が同系色で分かりづらかったり、点字ブロックが目立たない箇所がある
- 色彩の工夫によってわかりやすくすることも必要である

<キーワード>

- | | |
|-----------|---------|
| ・コントラスト | ・床の色 |
| ・色のガイドライン | ・壁の色 |
| ・明かり | ・点字ブロック |
| ・安全性 | ・夜間マーク |

原則：A-3 素材を活用して利用しやすさを向上させる

- 施設や設備の素材は、季節や場所 など耐久性も考慮したうえで、利用者にとって、使いやすいことや安全性に配慮したものであることが必要となる
- 素材を変えることにより、サインのように情報伝達することも可能である

<キーワード>

- | | |
|-----------|-------|
| ・壁のなめらかさ | ・路面 |
| ・滑らない床材 | ・ボタン |
| ・わかりやすい床材 | ・スロープ |
| ・耐久性 | ・手すり |

原則：A-4 施設・設備は使いやすい位置に配置する

●施設や設備は、機能を充実しても、利用者にとって、安全で使いやすい場所になれば使いづらいものになってしまう

<キーワード>

- | | |
|---------|------------|
| ・見やすい場所 | ・階段の両側の手すり |
| ・広い場所 | ・自動販売機 |
| ・近い場所 | ・公衆電話 |
| ・主要動線 | ・受付の位置 |
| ・踊り場 | ・優先順位 |

原則：A-5 連続していることが大切

●利用者にとっては、手すりや点字ブロックが途中で途切れていると移動することが難しくなる

●施設内の移動、施設と施設を移動する際の施設間の接続部分に段差などを解消することが求められる

●日常の生活に根ざした移動経路を意識してまちづくりを進めることが大切である

<キーワード>

- | | |
|---------|------------|
| ・点字ブロック | ・駐車場と道路の段差 |
| ・手すり | ・連携 |
| ・触知板 | ・階段 |
| ・アクセス | ・通路 |
| ・安全な経路 | ・スロープ |
| ・ルート | ・エレベーター |
| ・傾斜 | ・車いす |
| ・施設間の境界 | ・ベビーカー |

原則：A-6 安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる

- 利用者が、施設を利用する際に、不安にならずに、安心して利用できることが必要である
- 防災や防犯など緊急時にも対応できることが大切である

<キーワード>

- | | |
|-----------|--------------|
| ・SOS | ・非常灯 |
| ・不安 | ・誘導灯 |
| ・見守り | ・非常ボタン |
| ・確認できること | ・点字ブロック |
| ・穏やかに過ごせる | ・違法駐輪 |
| ・孤室（孤独） | ・駐輪場 |
| ・透視性 | ・コミュニケーション確保 |
| ・モニター | ・避難経路のバリアフリー |
| ・音声 | ・非日常時のバリアフリー |
| ・灯り | |

原則：A-7 1つに固定せず複数の利用方法を追求する

- 施設や設備は、様々な利用者のニーズにマッチするために、1つの利用方法だけでなく、複数の利用方法があることが大切

<キーワード>

- | | |
|-------------|--------|
| ・受付の定義・高さ | ・歩道の幅 |
| ・鏡の形 | ・勾配 |
| ・可動式 | ・切り下げ |
| ・固定しない座席 | ・多様性 |
| ・一般トイレの有効利用 | ・柔軟性 |
| ・敷地の状況 | ・障害の程度 |

B：維持管理や改修、備品

原則：B-1 既存施設の改修を促進することが大切

- 普段、利用する近隣の既存施設（公民館、公園など）の改修を順次、進めていくことにより、日常生活圏での利便性の向上が期待できる

<キーワード>

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 既存建築物のバリアフリー | ・ 実態調査 |
| ・ 小規模建築物 | ・ 表彰制度 |
| ・ 民間 | ・ 民間施設のバリアフリーの取組み |
| ・ 商店街単位 | ・ 情報提供 |
| ・ 面の視点 | ・ 街の全体でカバーする仕組み |
| ・ 公園 | ・ 公共施設のバリアフリー化 |
| ・ 優先順位 | |

原則：B-2 改修・補修や維持管理のしやすさが大切

- 施設や設備は、つくったあとのメンテナンスが必要であり、改修・補修を容易におこなうことが可能であることが大切である

<キーワード>

- | | |
|-----------|------------------|
| ・ 植栽 | ・ コーナーガード |
| ・ 駐車場 | ・ 改修しやすいつくり |
| ・ 公共の維持管理 | ・ バリアフリー研修 |
| ・ 民間の維持管理 | ・ バリアフリー担当 |
| ・ 地域で管理 | ・ (仮称) バリアフリー管理士 |
| ・ 安全 | |

原則：B-3 設計・施工段階以後の備品のチェックも大切

- 備品（ベンチ・受付カウンター・自動販売機など）は、利用者が接する機会が多いにもかかわらず、民間のメーカーに委ねられている傾向が強い
- 備品は、購入の際のチェックや設置後の定期的な点検が必要である

<キーワード>

- | | |
|---------|----------|
| ・ 公衆電話 | ・ 椅子 |
| ・ ベンチ | ・ 鏡 |
| ・ 自動販売機 | ・ 子ども用便座 |
| ・ 受付の机 | |

C：創造のプロセス

原則：C-1 設計の段階から配慮することが大切

- 施工の段階や完成してからの変更は難しいため、設計の段階から利用者の視点で配慮することが必要である

<キーワード>

- ・配置
- ・必要な場所
- ・視覚に入る場所
- ・デザイン
- ・連続する点字ブロック
- ・設計者の気づき

原則：C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく

- 全てを行政で解決していくのではなく、区民（商店街などを含む）の他に、事業者（設計者などを含む）と連携した取組が必要

<キーワード>

- ・安全な経路の確保
- ・路外駐車場
- ・扉の重さ
- ・費用面
- ・アドバイス制度
- ・おもてなしマニュアル
- ・指定管理者制度

D：条例設計の考え方

原則：D-1 施設整備（ハード）と人的サポート（ソフト）の2つで支える

●施設整備だけでは、全てに対応することは難しいため、利用者のニーズにあった人的支援の制度化も必要である

<キーワード>

- | | |
|--------------|-----------|
| ・案内係 | ・介助 |
| ・受付の対応と基本スキル | ・ガードマンの活用 |
| ・外国人へのサービス | ・段差解消 |
| ・手話 | ・インターホン |

原則：D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準

●最低基準と望ましい基準の2段階で基準を設けることにより、施設の規模などに応じた整備の質や実効性を高める工夫が必要

<キーワード>

- | | |
|-------|------------|
| ・基準 | ・誘導 |
| ・実効性 | ・強制 |
| ・優先度 | ・指導 |
| ・合意形成 | ・誘導の具体的な手法 |
| ・規制 | |

原則：D-3 面的整備は地域で取組む仕組みが必要

●地域で福祉のまちづくりに取組むために、ハード整備だけでなくソフトの分野も含めた地域単位の面的整備によって、区民、事業者、行政が一体となって実効性を高めることが必要

<キーワード>

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・タウンモビリティ（まちの移動） | ・モデル地区 |
| ・点と線 | ・区独自の申請制度 |
| ・空間の確保 | ・商店街単位 |
| ・セットバック | ・商店街のトイレ開放の取組み |
| ・ゆるやかな面整備 | ・共同でトイレ・駐車場等の確保 |
| ・推進地区 | |

原則：D-4 UDの考え方にもとづく対象（「ヒト」「モノ」）を設定する

- あらゆる人を対象とした、ユニバーサルデザインの考え方にもとづいた対象者の設定が必要である
- 必要と考えられる施設について、ユニバーサルデザインの考え方にもとづいた対象施設の設定が必要である

<キーワード>

- | | |
|---------|----------------|
| ・知的障害者 | ・車いす利用者用駐車スペース |
| ・精神障害者 | ・学校のバリアフリー |
| ・高齢者 | ・保育室・子育て対応施設 |
| ・子ども | ・授乳スペース |
| ・子育て中の人 | ・子ども用トイレ |
| ・外国の人 | |

原則：D-5 条例はみんなで育てることが大切

- 時代の変化や利用者のニーズに柔軟に対応していくことが大切
- そのために条例の定型的な見直しや改善が求められる
- 社会参加や地域連携を促がすような条例が望ましい

<キーワード>

- | | |
|-----------|------------|
| ・スパイラルアップ | ・モニター制度 |
| ・育てる | ・自立+相互扶助 |
| ・時代の変化 | ・社会参加 |
| ・地域でチェック | ・楽しさや娯楽の視点 |

3つのテーマ ～[基本理念]～

◆誰のための条例か

すべての人を対象とした条例として、検討していくことが大切である。

障害者や高齢者だけでなく、例えば、病気の人、外国人、子育て中の人、認知症の人、介助する人、障害がなくても困った状況にある人（荷物を持っている人）、子どもなど。

◆どんな状態を目指すか

一人ひとりが尊重されるために、相互理解を広げていくことが大切。

社会参加や自立の機会をさまたげない公平な生活環境をつくっていくことが必要。

住みやすいまち、やさしいまちとは、相手を理解することから始まる。

◆誰が担うのか？

区民・事業者・区の役割と責務について明記していく必要がある。

◆どう実現・推進していくのか

相手を理解することでやさしさや思いやりが育まれる。多様なニーズについて正しい理解をしていくことが大切である。

無理なく着実に、PDCA（「Plan」⇒「Do」⇒「Check」⇒「Action」）を進め、スパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っていくことが大切。

「参加・実践」⇒「気づき・相互理解」⇒「協働の基盤づくり」、同じ障害でも個人によって状況は異なる。障害でひとくくりにせず、それぞれの状況を理解することが大切。当事者の参加も含め多様な人が参加することで、福祉のまちづくりに関する参加と実践をつうじて気づきが促され相互理解が深まる。こうしたなかで、協働の基盤づくりが進む。

◆練馬らしさについて

「練馬らしさ」をふまえた条例にしていくことが必要である。

例えば、みどりの多いまち、住宅地を中心とする日常生活圏での暮らしやすさ、子どもが元気に遊べるまちなどが考えられる。

◆条例の表現と周知について

条文の表現は厳格に。条例の主旨は子どもたちにも伝わる誰にでもわかりやすいこと、みんなで学び育てる条例であることが大切。

◆さらに検討が必要なこと

条例の名称について、福祉とまちづくりの両方の意味があり、福祉という枠組みで良いか、もっと普遍性のある表現としていくかどうか。 など

3つのテーマ ～[面的整備]～

◆面的整備のイメージ

例えば、小規模施設の集積によって地区として捉え、小規模施設などの整備を進めるような仕組み、目的地までの経路や施設間の連続性を確保することなどが考えられる。

エリアとしては、「住宅地」「商店街」「駅前」または公園や病院などを中心とした「人が集まる場所」などが考えられる。エリア特性や整備状況によって、面的整備を進める主体が異なるため、その進め方も違うことが想定される。

面的整備の進め方には、区が住民や当事者の意見を聞きながら「モデル地区」と住民自らが発意する「福祉の地区まちづくり」を指定していく2つの方法が考えられる。

◆モデル地区の指定

区が地区を指定する場合、福祉のまちづくり 200 人モニターの活用や当事者団体などの意見もふまえて検討していく仕組みが考えられる。

◆住民発意の福祉の地区まちづくり

身近な地域の福祉のまちづくりを進めるためには、地域の住民自らが発意し、主体となってかわることが大切。対象とするエリアは、町内会・自治会・商店街単位などが考えられる。

◆福祉の地区まちづくり計画をつくるまでの進め方など

例えば、地区の単位で協議会のようなものを立ち上げて進めていくことも考えられる。

協議会のメンバーとしては、地域住民のほか、障害者、自治会、地域福祉の会、福祉施設や医療施設の方々、警察や消防の方々、施設管理者の方々などが考えられる。その際に、障害者等の様々な立場の方の意見をどのように反映するかの検討が必要である。

◆福祉の地区まちづくり計画のメニュー

計画のメニューには、ハード整備に関する内容とソフトに関する内容が考えられる。

例えば、ハードでは、地域独自の基準（どこまで可能か）をつくる、地域のなかに誰もが休憩できるようなベンチを置くといったことが考えられる。ソフトでは、子どもや高齢者を地域で見守る仕組み、災害時の安否を確認する仕組みづくりなどが考えられる。

また、計画づくりで終わらずに整備後もまちの維持管理をおこなうことも大切である。

◆区の支援の仕組み

区の支援は段階ごとに必要であり、例えば、協議会の立ち上げ段階、計画づくりの段階、策定後のまちの維持管理活動に対する支援などが考えられる。

3つのテーマ ～[実効性の確保]～

◆最低基準と望ましい基準

法や東京都の建築物バリアフリー条例では対象とならない建築物やバリアフリーの基準であっても、練馬区では上乘せして適用する必要がある建築物やその基準については、最低基準を委任事項として位置づける。また、法や都条例の対象としている建築物も含めて、この条例で対象とする建築物については、望ましい基準を自主事項として条例で定める。望ましい基準の実効性の確保については、事業者に対して区との協議を義務づけ、条例に基づき必要な助言や指導をおこなうことが考えられる。そのため、望ましい基準の実効性の確保について整理した。

◆ユニバーサルデザイン基準（望ましい基準）による評価⇒協議⇒公表⇒罰則の手続き

自主基準の実効性の確保として、ミシュラン方式の評価（「★」印）をおこない、評価結果について公表していくことが考えられる。尚、公表に際しては、わかりやすい方式にする必要がある。

そもそも、ユニバーサルデザインとは、自主基準に達していないからといって罰金などの罰則をかけるという性格のものではない。ただし、自主基準による手続きに従わない場合には、手続きを守ってもらうことが重要である。また、手続の中身を担保するために建築物の完了検査が重要になってくるので、条例に位置づける。

◆ハードとソフトの連携

小規模施設や既存建築物では、法や条例で定める一定の基準を満たすのが難しい場合が多い。そのため、代替措置として人的対応などハードとソフトの連携が必要になってくる。具体的には、人的対応が可能なサポーター制度を設け、区として支援することが考えられる。また、サポーターが施設改善の提案などをおこなう方法も考えられる。

社会全体のバリアフリー化の実現のために、公共公益施設の管理者や職員、地区の商店街や学校教育のなかで研修をおこない、サポーターを増やしていく仕組みも考えられる。また、例えば、(仮称)ユニバーサルデザイン設計士を条例に位置づけ、一定規模以上の建物をつくる際には、この設計士がチェックをおこなうことも考えられる。

◆既存建築物のスパイラルアップについて

継続的に既存建築物の改善を図るためには、施設利用者などの意見を反映することが大切である。そこで、区民の参加できる仕組みが必要である。たとえば、買い物などの外出時にも気軽に建築物のバリアフリー状況について意見箱をつうじて意見を言える仕組みや、街歩き点検の結果についてネットを使って公表するような仕組みも考えられる。施設の利用者・購入者、オーナー・管理者、設計士などみんなが知ることで、施設の改善、増築や建替え時の参考となるなどの効果も期待される。その際、バリアフリーの視点から優れた建築物については表彰できる制度を設けることが大事である。

17の原則と条例のイメージ(案)

条例のイメージ(案)	17の原則	期待される効果など
前文	D-4 UDの考え方にもとづく対象(「ヒト」「モノ」)を設定する D-5 条例はみんな育てることが大切	練馬区のこれまでと向かうべきこれからについて、区民の総意としての決意・姿勢を示すことができる。
1 総則	D-4 UDの考え方にもとづく対象(「ヒト」「モノ」)を設定する	・条例の目的、施策の基本方針、区、区民、事業者等の責務を明確にできる。 ・対象をこれまでより広げることができる。
2 建築物等及び路外駐車場の 手続と基準		
1) 基準	A-1 必要な情報を分かりやすく伝える A-2 色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切 A-3 素材を活用して利用しやすさを向上させる A-4 施設・設備は使いやすい位置に配置する A-5 連続していることが大切 A-6 安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる A-7 1つに固定せず複数の利用方法を追求する D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準	・練馬区独自の基準を加えることができる。 ・これまで少ない妊産婦、子育て支援、就労支援などの視点を加えることができる。 ・色や素材、情報についての規定を盛り込むことができる。
2) 対象と手続	C-1 設計の段階から配慮することが大切 C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく D-4 UDの考え方にもとづく対象(「ヒト」「モノ」)を設定する	・現行の複雑な手続を整理して、事業者にもわかりやすくすることができる。 ・事前協議を強化することができる。
3) 小規模建築物等	C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準	・小規模の事情や利用者のニーズに沿った簡易な基準を作ることができる。 ・暮らしに身近な施設の整備を進めることができる。
4) 既存建築物、 維持・管理等	B-1 既存施設の改修を促進することが大切 B-2 改修・補修や維持管理のしやすさが大切 B-3 設計・施工段階以後の備品のチェックも大切 D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準	・より多くの施設整備を進めることができる。
5) 路外駐車場	A-5 連続していることが大切 C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準	・建築物の基準や他の施設とのつながりを意識した規定を加えることができる。
6) 法令委任事項	D-2 最低基準と望ましい基準の2つの基準	・法による規定と条例による独自の規定を明確にし、整備基準についてわかりやすくできる。
3 練馬区独自の施策		
1) 公共施設の基準 (道路、公園等)	A-1 必要な情報を分かりやすく伝える A-2 色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切 A-3 素材を活用して利用しやすさを向上させる A-4 施設・設備は使いやすい位置に配置する A-5 連続していることが大切 A-6 安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる A-7 1つに固定せず複数の利用方法を追求する	・区が率先して取り組むべき指針を明らかにすることができる。 ・区独自の施設整備の考え方を明らかにすることができる。 ・利用者の利便性の向上が図れる
2) 人的対応	D-1 施設整備(ハード)と人的サポート(ソフト)の2つで支える	・施設整備だけでは果たせない部分についての人的対応を明示することにより、福祉のまちづくり促進につながる。
3) 計画と区民参加	C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく	・総合計画との関係を明示して、事業の根拠を明確にできる。 ・区民参加の権利と義務について明確にできる。
4) 福祉の地区まちづくり	D-3 面的整備は地域で取組む仕組みが必要	・生活の動線に配慮した施設整備ができる。 ・地区の特性に応じた環境整備ができる。 ・既存施設の改修促進につながる。
4 実効性を高めるための施策		
1) 区による技術的・人的支援	C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく	・区民の主体的な取り組みへの支援を明確にできる。
2) 表彰・罰則等	C-2 区民・事業者との連携を図りながら解決していく	・複数の手法により、実効性を高めることができる。

(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会 会員名簿

氏 名	地 域
相澤 紀子	北町
秋山 隆幸	栄町
井口 大策	西大泉
岩崎 清子	練馬
岩松 丈彦	高野台
植田 瑞昌	谷原
内野 博司	大泉学園町
江連 里子	関町北
鹿子嶋 早苗	富士見台
鹿子木 章	田柄
工藤 忠夫	北町
佐々木 直美	旭丘
重田 栄	大泉学園町
杉田 玉碧	富士見台
荘 好次	三原台
高橋 希世	桜台
田中 多喜男	北町
中村 仁	西東京市
丹羽 洋子	東大泉
松沢 勝	東大泉
松村 光典	春日町
松本 江里	大泉町
水谷 正行	西大泉
水野 幸男	練馬
本橋 昇一	南田中
森山 瑞江	大泉学園町
山城 陽子	旭町
湯山 茂	上石神井
横山 耕治	光が丘

区民懇談会のこれまでのあゆみ

平成19年	検討委員会	区民懇談会	専門部会	区民
	第1回	<p>趣旨説明</p> <p>勉強会 第1回 ユニバーサルデザインの考え方 講師：アドバイザー</p> <p>自己紹介&抱負</p> <p>勉強会 第2回 東京都や他区の事例 講師：東京都・世田谷区・練馬区の各担当者</p> <p>グループ討議 条例に盛り込みたい内容</p> <p>勉強会 第3回 福祉のまちづくり条例づくりのポイント 講師：出石稔・野口和雄</p> <p>グループ討議 条例に盛り込みたい内容</p> <p>現地調査 第4回 建築物利用、建築物移動、公共空間の3つのグループに分かれて、現地調査をおこない、課題を抽出</p> <p>解決の方針（方向性）のまとめ 第5回 建築物利用、建築物移動、公共空間のグループ</p> <p>第6回 で出された課題に対する解決の方針（方向性）について討議</p> <p>第7回</p> <p>全体意見交換会 「17の原則」 第8回 建築物利用、建築物移動、公共空間のグループで出された解決の方針（方向性）のまとめを整理した「17の原則」について意見交換</p>	第1回	ニュース①
	第2回		第2回	ニュース①
	第3回	<p>グループ討議 第9回 面的整備、実効性の確保、基本理念のテーマをもとに3つのグループに分かれて討議</p> <p>第10回</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">区民懇談会の提案</p>	第3回	ニュース①
平成20年				